

議案第33号

北上市体育施設条例の一部を改正する条例

北上市体育施設条例（平成3年北上市条例第83号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後																																																		
1	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>江釣子勤労者体育センター</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>北上市民和賀体育館</td> <td>北上市和賀町堅川目2地割18番地 2</td> </tr> <tr> <td>北上市多目的催事場</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>使用期間</th> <th>使用時間</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>江釣子勤労者体育センター</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>北上市民和賀体育</td> <td>年間</td> <td>午前9時</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		江釣子勤労者体育センター	[略]	北上市民和賀体育館	北上市和賀町堅川目2地割18番地 2	北上市多目的催事場	[略]	[略]		名称	使用期間	使用時間	摘要	[略]				江釣子勤労者体育センター	[略]			北上市民和賀体育	年間	午前9時		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>江釣子勤労者体育センター</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>北上市多目的催事場</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>使用期間</th> <th>使用時間</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>江釣子勤労者体育センター</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]		江釣子勤労者体育センター	[略]	北上市多目的催事場	[略]	[略]		名称	使用期間	使用時間	摘要	[略]				江釣子勤労者体育センター	[略]		
名称	位置																																																			
[略]																																																				
江釣子勤労者体育センター	[略]																																																			
北上市民和賀体育館	北上市和賀町堅川目2地割18番地 2																																																			
北上市多目的催事場	[略]																																																			
[略]																																																				
名称	使用期間	使用時間	摘要																																																	
[略]																																																				
江釣子勤労者体育センター	[略]																																																			
北上市民和賀体育	年間	午前9時																																																		
名称	位置																																																			
[略]																																																				
江釣子勤労者体育センター	[略]																																																			
北上市多目的催事場	[略]																																																			
[略]																																																				
名称	使用期間	使用時間	摘要																																																	
[略]																																																				
江釣子勤労者体育センター	[略]																																																			

館	から午後 10時まで
北上市多目的催事 場	[略]
[略]	

別表第2（第4条関係）

名称	休館日
[略]	
北上市民相去体育 館	[略]
北上市民和賀体育 館	

別表第3（第10条関係）

名称	種別	単位	区分	使用料	摘要
[略]					
江釣子 勤労者 体育セ ンター	[略]				
北上市 民和賀 体育館	競技場	1面	高校生	170	
		1時 間ま でご	以下 一般	570	

北上市多目的催事 場	[略]
[略]	

別表第2（第4条関係）

名称	休館日
[略]	
北上市民相去体育 館	[略]

別表第3（第10条関係）

名称	種別	単位	区分	使用料	摘要
[略]					
江釣子 勤労者 体育セ ンター	[略]				

	とに		
北上市 多目的 催事場	[略]		
[略]			

北上市 多目的 催事場	[略]		
[略]			

2 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
[略]	
北上市民江釣子運動場	[略]
北上市民堅川目運動場	北上市和賀町横川目37地割46番地
北上市民岩崎競技場	[略]

2 [略]

別表第1（第3条関係）

名称	使用期間	使用時間	摘要
[略]			
北上市民江釣子運動場	[略]		
北上市民堅川目運動場	4月から 11月まで	午前6時 から午後 9時まで	
北上市民岩崎競技場	[略]		

第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
[略]	
北上市民江釣子運動場	北上市下江釣子5地割地内
北上市民岩崎競技場	[略]

2 [略]

別表第1（第3条関係）

名称	使用期間	使用時間	摘要
[略]			
北上市民江釣子運動場	[略]		
北上市民岩崎競技場	[略]		

別表第3（第10条関係）

名称	種別	単位	区分	使用料	摘要
[略]					
北上市 民江釣 子運動 場	[略]				
北上市 民豎川 目運動 場	競技場	1面	高校生	120	
		1時 間ま でご とに	以下 一般	520	
	夜間照 明施設	30分 につ き		940	
北上市 民岩崎 競技場	[略]				

[略]

別表第3（第10条関係）

名称	種別	単位	区分	使用料	摘要
[略]					
北上市 民江釣 子運動 場	[略]				
北上市 民岩崎 競技場	[略]				

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和2年4月1日から施行する。

令和元年9月5日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

北上市立笠松小学校の仮設校舎設置及び新校舎建築に伴い、所要の改正をしようとするものである。